

国土交通省近畿地方整備局

H16.11.7 第1回委員会  
資料 - 1

琵琶湖河川事務所長 殿

# 河川保全利用に関する提言

## はじめに

先日、平成16年5月8日に公表された『一級河川淀川水系河川整備計画基礎案』では、今後の河川利用に関しては「河川保全利用委員会」を設置するものとされています。

そこで私たちは琵琶湖河川事務所より「河川保全利用委員会」を設立するため、その検討を行うよう委嘱を受けまして河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）準備会を発足いたしました。

準備会では第1回目を平成16年3月15日に開催してからこれまでに5回の会議を行い、河川保全利用委員会の役割やあり方を具体的に検討いたしました。

その結果内容として、次のとおりまとめて提案いたします。

平成16年10月 5日

河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）準備会

座長 竺 文彦

柴田 いづみ

三田村 緒佐武

## 目次

- 1．河川保全利用委員会の概要
- 2．河川保全利用委員会の名称、構成、役割
- 3．河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）規約（案）
- 4．今後の占用許可手続の流れ
- 5．河川保全利用委員の推薦

## 1 . 河川保全利用委員会の概要

## 河川保全利用委員会の概要

「河川保全利用委員会」は平成9年の河川法改正に伴い、近畿地方整備局が淀川水系流域委員会の提言を受けて平成16年5月8日に公表した『一級河川淀川水系河川整備計画基礎案』の中で提案が行われたものです。

その内容について、まず基礎案の中ではこれまでの河川整備が河川環境に与えた影響を真摯に受け止め、河川の利用は「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とし、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図るものとされています。

さらに河川敷地の利用に関しては、これまでは社会適用性から公園、グラウンド等の整備を行って市民の憩いの場を提供し、身近な自然空間として利用されてきましたが、一方では河川の生態系を縦断的に分断し、本来、川のあるべき姿である瀬や淵といった変化に富む河原空間そのものを失わせる原因にもなっている地区もあると指摘がされています。そういった中で既存の施設は数多くの人々に利用され、住民や自治体からの強い存続要望及び新設の強い要望があり、防災機能を含めたまちづくり全体の中での議論等が必要という意見があると記載されています。

これを受けて、今後の河川敷地の利用については「河川利用に関する河川保全利用委員会（仮称）」を設置して、個々の案件毎に学識経験者、自治体等関係機関や住民からの意見を聴き、判断していくものとして提案されました。

この提案を受け、琵琶湖河川事務所長より河川保全利用委員会の設置に向けての検討を行うべく委嘱を受け、私たち「瀬田川、野洲川、草津川河川保全利用委員会準備会（後に河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）準備会に改称）」は、河川保全利用委員会のあり方（役割、組織構成、委員）について議論、検討を重ねてきたものです。

## 2 . 河川保全利用委員会の名称、構成、役割

## 河川保全利用委員会の名称、構成、役割

委員会の名称については『河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）』とし、琵琶湖河川事務所が管理している河川を対象とします。

委員会の構成人員については15名以内とし、以下の者から琵琶湖河川事務所長が委嘱するものとします。

自治体関係者	若干名
自然環境に関する学識経験を有する者	5名以内
治水・利水に関する学識経験を有する者	2名以内
地域特性に詳しい者	4名以内
その他、必要と認める者	若干名

委員会の役割については以下に掲げる項目とします。

- 1) 琵琶湖河川事務所が管理している各河川（瀬田川、野洲川、草津川等のうち、琵琶湖河川事務所が管理している区間）における、河川敷地を中心とした保全及び利用についての基本理念の検討
- 2) 上記検討を参考に定めた基本理念に基づいて琵琶湖河川事務所が提案する「(河川敷地) 占用のガイドライン」に対する助言
- 3) ガイドラインに基づいて作成された公園などの河川敷地の占用における事前協議申請（新規及び更新）についての事務所からの諮問に対して、協議を行って委員会としての見解（意見書）を提出
- 4) これら以外にも、必要に応じて河川保全及び利用に関する意見を河川管理者（国管理区間だけに限定しない）に提案

### 3 . 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）規約（案）



## 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）規約（案）

（名称）

第1条 本委員会は「河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）」（以下「委員会」という。）と称する。

（趣旨・目的）

第2条 本規約は一級河川淀川水系河川整備計画基礎案で提案された「河川利用に関する河川保全利用委員会（仮称）」に基づいて国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長（以下、「事務所長」という。）によって設置された委員会の組織及び規約に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の役割）

第3条 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討し、河川管理者に意見の提案及び助言する。

- （1）国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所（以下、「事務所」という）が管理をしている各河川における主として河川に対する保全及び利用の基本理念
- （2）基本理念に基づいて事務所が作成する「申請のガイドライン」
- （3）河川における公園等面的占用の事前協議申請に関しての事務所からの諮問
- （4）その他、委員会が必要と認めた河川に係る保全、利用等に関すること

（組織等）

第4条 委員会は15名以内で構成する。

2. 委員会の構成については、事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- （1）自治体関係者 若干名
- （2）自然環境に関する学識経験を有する者 5名以内
- （3）治水・利水に関する学識経験を有する者 2名以内
- （4）地域特性に詳しい者 4名以内
- （5）その他、必要と認める者 若干名

3. 委員会の下部組織として、専門部会を設けることができる。

4. 専門部会員は、委員会で指名し、事務所長が委嘱した者から構成する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2. 委員及び専門部会員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員会の会議の議長は、委員長が行う。
4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(委員会の表決)

第8条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることができない。
3. 事務所から河川利用の事前協議申請について諮問を受けた時、その申請について直接関与している委員は、その表決に加わることが出来ない。

(専門部会)

第9条 専門部会は、委員会から付託された事項について調査して議論を行い、委員会に報告する。

2. 専門部会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(住民意見の聴取・反映)

第10条 委員会は必要に応じて住民の意見を聴取し、反映するものとする。

(情報公開)

第11条 委員会は原則公開とする。

2. 委員会議事の公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所占用調整課に置く。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は、委員総数の過半数以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第14条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が事務所長と協議の上、委員会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成16年 月 日から施行する。

## 4 . 今後の占有許可手続の流れ

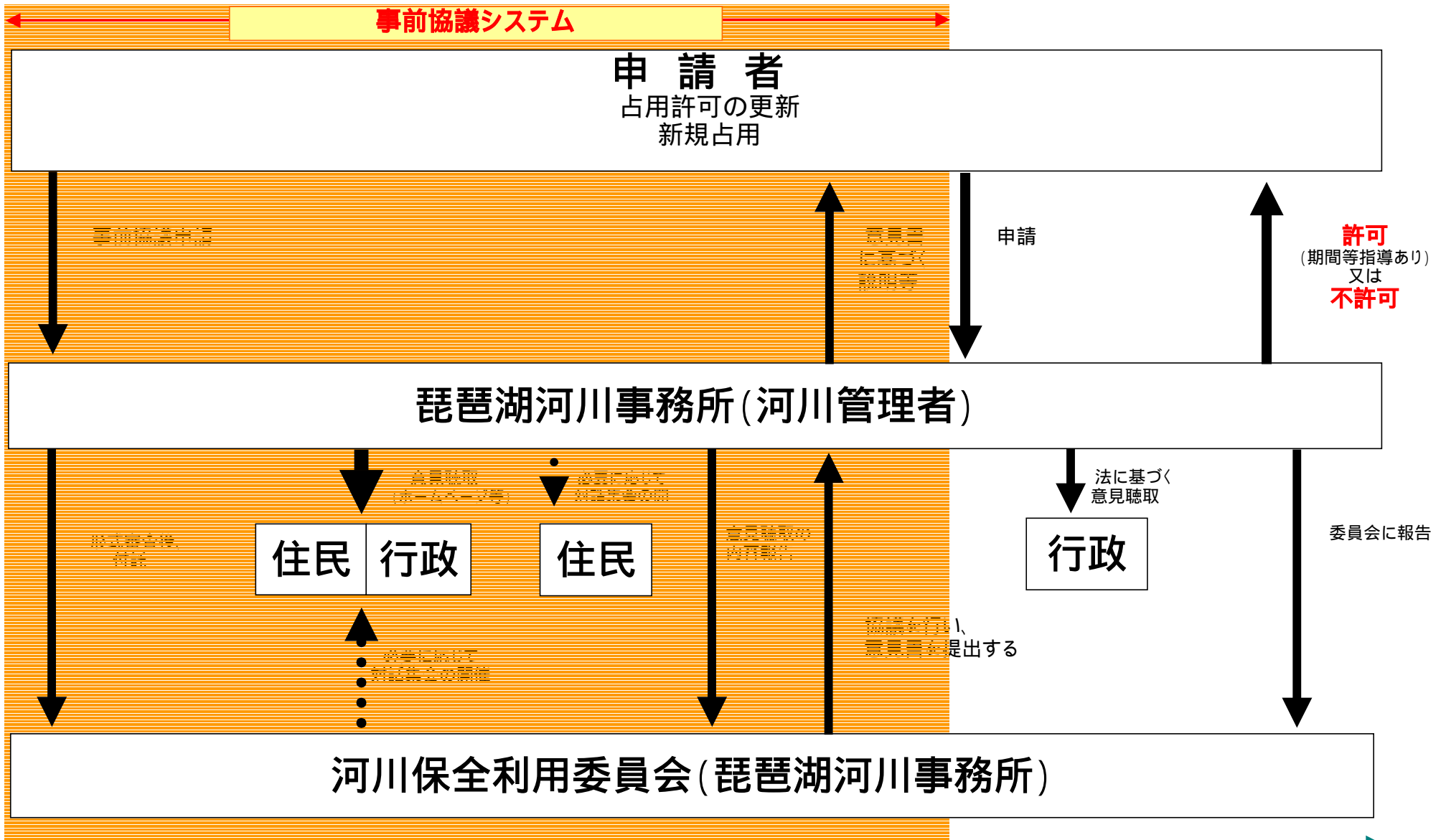
## 今後の占用許可手続の流れ

対象となる公園等の面的占用については、今後は以下の占用許可手続の手順で行われるものと考えます。

1. 占用許可の申請者（新規及び更新）が琵琶湖河川事務所（以下、「事務所」という）に事前協議申請書を提出します。
2. 事務所は、形式審査後河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下、「委員会」という）に付託します。なお、形式審査とは書式審査及び河川管理上著しく影響があるかの判断を指します。
3. 事務所はホームページ等により事前協議案件について意見の聴取を行います。また委員会及び事務所は必要に応じて対話集会等を開催するものとなります。
4. 事務所は必要に応じて行われた対話集会等やホームページ等により集まった意見内容について委員会に報告します。
5. 委員会は協議を行って、事前協議申請案件に対しての委員会としての見解をまとめた意見書を作成し、事務所に提案します。
6. 事務所は、意見書について申請者に説明を行います。
7. 申請者は上記説明を踏まえて、河川法に基づいた申請を事務所に行います。
8. 事務所は河川法に基づいて自治体（関係市町）に最終の意見聴取を行います。
9. 事務所は河川法に基づく許可（必要に応じて占用期間等短縮を行う場合もあり得ます）又は不許可の決定を行います。
10. 事務所は委員会に対して、決定結果等の報告を行います。

あと、上記についてのイメージ図を別紙のとおり添付します。

【今後の占用許可制度の流れ(公園等)】



時系列の流れ

## 5 . 河川保全利用委員の推薦

## 河川保全利用委員の推薦

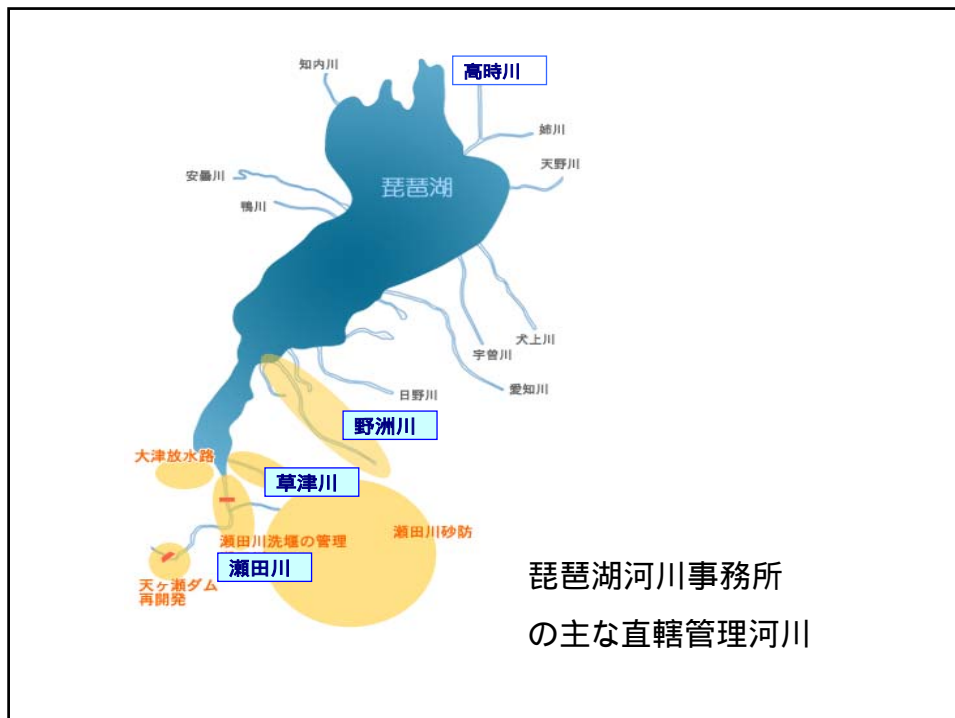
河川保全利用委員会委員として以下の者を推薦します。(五十音順)

所属	氏名	分野
立命館大学理工学部	江頭 進治	治水・利水 (河川工学・土木工学)
京都大学大学院 工学研究科	川崎 雅史	治水・利水 (河川工学・土木工学)
前守山市教育長	川端 弘	地域の特性に詳しい者
龍谷大学理工学部	竺 文彦	自然環境(水質)
滋賀県立大学環境科学部	柴田 いづみ	自然環境(景観)
びわ湖自然環境 ネットワーク	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい者
守山漁業協同組合	戸田 直弘	地域の特性に詳しい者
琵琶湖博物館	中井 克樹	自然環境(動物・植物)
龍谷大学講師 (株)ラーゴ	西川 博章	自然環境(動物・植物)
滋賀県立大学環境科学部	三田村緒佐武	自然環境(生態系)
滋賀県		自治体関係者

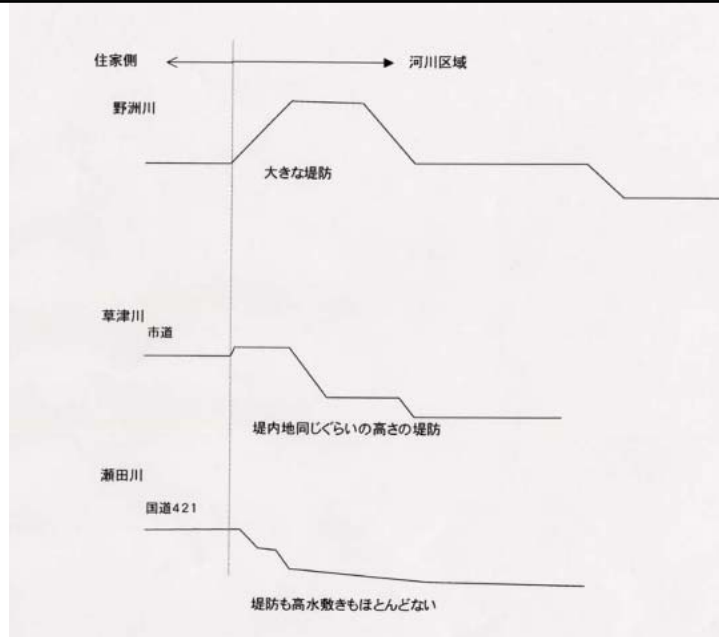
以 上

# 瀬田川・野洲川・草津川 の現況について

平成16年11月7日  
河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)





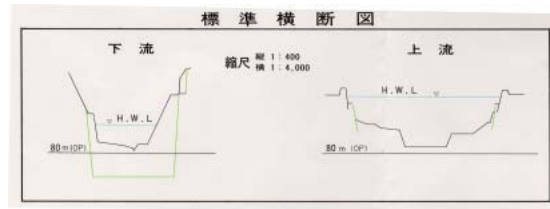


瀬田・草津・野洲川の横断面イメージ図

## 野洲川・草津川・瀬田川内にある公園一覧

河川名	件名	場所	市町	面積(m <sup>2</sup> )
瀬田川	公園(唐橋公園)	大津市瀬田一丁目地先	大津市	1,839.80
瀬田川	公園(唐橋小橋公園)	大津市唐橋町地先	大津市	150.70
瀬田川	大津湖岸なぎさ公園	大津市晴嵐一丁目1054番地の1地先	大津市	472.83
野洲川	野洲川改修記念公園	守山市笠原町地先(野洲川南流側帯)	守山市	23,097.01
野洲川	野洲川立入河川公園	守山市吉身五丁目字裏川原地先	守山市	92,641.37
野洲川	野洲川小浜河川公園	守山市小浜町地先	守山市	17,268.60
野洲川	野洲川川田河川公園	守山市川田町地先	守山市	34,152.40
野洲川	野洲川ふれあい広場	野洲市野洲字坂田地先から 守山市小島町字橋本地先まで	野洲市・守山市	57,461.66
野洲川	野洲川河川公園	野洲市野洲字地先から 野洲市三上地先まで	野洲市	143,798.31
野洲川	野洲川運動公園	栗東市出庭字外川原1727-198地先から 栗東市出庭字1721-1地先まで	栗東市	118,294.36
草津川	三角地公園	草津市橋岡町地先	草津市	5,878.07
草津川	草津川緑地	草津市御倉町地先	草津市	9,818.10

## 瀬田川管理区間・横断図



瀬田川 (瀬田川洗堰)



瀬田川（石山寺）



瀬田川（唐橋）



瀬田川 (散策路)



瀬田川 (ボート利用)

## 野洲川管理区間(主要部)・横断図



野洲川 (グランドゴルフ場)



野洲川（野洲川運動公園）

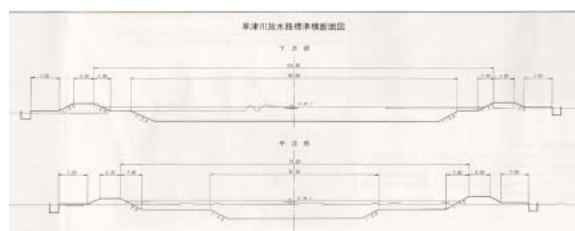


野洲川（落差工付近）



野洲川 (不法投棄対策:合同パトロール)

### 草津川(草津川放水路)管理区間・横断図





草津川（下流桜樹林帯）



草津川（三角公園）





草津川（下流部）

終わり

【瀬田川・野洲川・草津川の公園占用状況】

河川名	件名	場所	市町	面積 (m <sup>2</sup> )
瀬田川	公園(唐橋公園)	大津市瀬田一丁目地先	大津市	1,839.80
瀬田川	公園(唐橋小橋公園)	大津市唐橋町地先	大津市	150.70
瀬田川	大津湖岸なぎさ公園	大津市晴嵐一丁目1054番地の1地先	大津市	472.83
野洲川	野洲川改修記念公園	守山市笠原町地先(野洲川南流側帯)	守山市	23,097.01
野洲川	野洲川立入河川公園	守山市吉身五丁目字裏川原地先	守山市	92,641.37
野洲川	野洲川小浜河川公園	守山市小浜町地先	守山市	17,268.60
野洲川	野洲川川田河川公園	守山市川田町地先	守山市	34,152.40
野洲川	野洲川ふれあい広場	野洲市野洲字坂田地先から 守山市小島町字橋本地先まで	野洲市・守山市	57,461.66
野洲川	野洲川河川公園	野洲市野洲字地先から 野洲市三上地先まで	野洲市	143,798.31
野洲川	野洲川運動公園	栗東市出庭字外川原1727-198地先から 栗東市出庭字1721-1地先まで	栗東市	118,294.36
草津川	三角地公園	草津市橋岡町地先	草津市	5,878.07
草津川	草津川緑地	草津市御倉町地先	草津市	9,818.10

## 今後の河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の運営予定

## 【河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）】

	日時	内容
第1回	平成16年11月7日(日)	規約の承認 委員長、副委員長の選出 準備会における経緯等の説明 管理各河川の現況説明 審議
第2回	平成16年12月上旬	審議 〔 ・各河川の保全利用に関する 基本理念について 〕
第3回	平成17年1月中旬	現地見学会 審議 〔 ・各河川の保全利用に関する 基本理念について 〕
第4回	平成17年2月中旬	審議 〔 ・各河川の保全利用に関する 基本理念について ・ガイドライン（案）について 〕